

一九七七年十一月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)329915367

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6ヵ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言■

反PKO闘争を参院選勝利、衆院解散へ……………2

資料1 議員総辞職、社会党の声明(九一・六・一五)……………4

資料2 議員辞職願の提出に関して(社会党)……………5

資料3 解散総選挙を要求する六・一六集会アピール……………5

資料4 社会党の決意に敬意(総評センター声明)……………6

資料5 民社党の努力を高く評価(友愛会議声明)……………7

資料6 不毛な「言葉の戦争」を避けよ(毎日「社説」六月九日)……………7

資料7 森田健作氏、PKO法案賛成(世田谷新聞、六月四日)……………8

資料8 社会党の方針を全面的に支持(日教組中執委声明)……………8

資料9 連合会長談話(九二年六月一日)……………9

資料10 広島での今後の対応を明らかに(社会党広島県本)……………9

「ぬくもり」のある職場づくり……………10

——NTT「集約合理化」反対闘争の中間総括……………10

がんばれ国労闘争団、「社会通信」松里福慈……………12

国労闘争団はがんばるゾ……………14

読者からのおたより……………18

はやくも四刷!! 大好評

国鉄闘争勝利へ『紙ひとえの選択』をひろめて

# 旬刊 社会通信

NO. 509

一九九二年七月一日

一九九二年七月一日発行  
(毎月一日・二日・三日三回発行)

## ■ 巻頭言 ■

## 反PKO闘争を参院選勝利、衆院解散へ

社会党はじつによく闘った。牛歩も議員辞職願も立派な闘いである。憲法が問われた国会であったからだ。連合のように「PKO法案の評価については、後世の史家の判断に委ねたい」など、他人事ではいられない。「後世」ではだれもが判断できる、一九九二年六月一六日、PKO法案成立を許したのは、一代の不覚であった、と。

歴史とはつねにそうだ。総評が解散され、まだわずか三年しかならない。しかし、総評解散への道を準備した旧総評指導部のある人は、「労戦統一は失敗だった。今、総評があったら」と、護憲闘争に邁進されていると聞く。自らを反省し、社会進歩に挺身されるこの態度は立派だ。一言いわせていただければ、指導者たる者、結果が見えてから反省するのは遅すぎるということだ。先見性が求められるのが真の指導者たることを、これから歴史を担わなくてはならない者は、肝に銘じなくてはならない。

PKO国会と前後して中労委「解決案」がだされた。中労委の「中立性」を信頼し—地労委がすべて国労の主張は正しいとの命令をだしていたこともあろうが—楽観的な見方をする人びとも少なくなかった。しかし、国家の利益がすべてに優先された。石川吉右衛門氏は「首切り浅右衛門」なる他なかった。

私は岩井章氏と九州、北海道の闘争団を旅した。ほぼすべての闘争団を回った。いま彼らはいう、「岩井さんの言っていたとおりだった」と。迷いに迷っていた—すべてではないが、これは当然のことである—闘争団の仲間も、今は心をひきしめ次の闘いに備えている。

私は常に最悪の事態を考える。このことさえ準備しておけば、他のいかなることも乗りこえられると思うからだ。PKOも国鉄闘争も、国家の利害にからむ。自民党が政治的配慮できない背景である。

反PKO闘争を社会党はじつに立派に闘った。しかし、かならずしも一貫性がなかった。それは、七月八日に公示される参院選候補選定に象徴される。日本の戦略拠点・東京で「自衛隊ボーイ」の森田健作君をおし、旧日本帝国海軍の根拠地であり、原爆被災地の平和都市・広島で掃海艇を軍艦マーチで迎えた民社候補を推すという事態だ。

議員職を投げうって闘った社会党は、まずこの二つの選挙区で態度を明確にすることが求められる。そうでないと、社会党がPKO法案に身命を賭して闘った意味が国民にはわからないからだ。

広島では六月八日、資料に掲げた動きが始まり、六月一八日、野田哲氏を独自に擁立する方針を決めた。六月一五日夜の記者会見で、田辺氏は「(夏の参議院選挙での)連合型選挙協力は追い続けていく。PKO法での意見対立があるので困難な条件があるが、克服していくことが肝要」と述べたと伝えられる。

田辺氏が連合を説得し、「反PKO」に姿勢を転換させる努力をされるならば、この言葉を良ししよう。森田健作君は資料にも掲載したように、「PKOは賛成」と断言しておられる。しかも、自己の主張を一貫せずして、「二五年も、芸能生活が務まるか」と、歌舞

伎役者よろしく大見えを切っていらっしやる。

私は東京に選挙権をもつ。しかし森田君には入れない。こういったら、共産党の諸君は上田耕一郎ですか、との思いにとらわれるかもしれない。共産党にも入れる気はしない。彼らの独善性が強すぎるからだ。重要なことは、広島につづき、東京でも社会党独自候補を擁立することだ。そして、なにがなんでも東京、広島で社会党候補を当選させることだ。それが、衆院解散、宮沢自民党政権打倒につながる。

日本の政治情勢はPKO法案、中労委「解決案」で掛値なしに新たな段階に入った。一言でいえば「憲法体制」真の危機である。これは、国際情勢の必然的結果だ。

憲法には三つの原則がある。平和主義、国民主権、そして基本的人権だ。これらは、第二次世界大戦後の日本の進路と世界の理想を定めたものだ。ところが、自民党、連合はこれに真正面から挑戦し、「タブーの克服」と称し、憲法の「打ち壊し(ラダイト)」に全精力を集中する。

PKO法案は平和主義を根底から破壊する。東京・八重洲ブックセンターには二つのコーナーが特設されている。一つは環境、もう一つは政治改革、PKOだ。不勉強な筆者もジャーナリストの一員として世情の動きには黙してられない。面白くもないだろうなと思いつつ、持ちきれないほどに買いこんだ。そのなかの一つ元陸将補の著作「国際平和維持活動—PKOのためのマニュアル」(ダイヤモンド社)、『国際貢献』と日本(岩波ジュニア新書、浅井基文)がある。

前者はPKOもPKFも軍事行動そのものであることを、元高級軍人の立場から解説し、後者は日本の次の世代に、「平和と安全」「人権」のために何をするかを訴える。軍配をどちらに上げるかは、すでにご承知のことだろう。

新聞(「毎日」六月一八日付)の伝えるところによれば、新聞協会総会で宮沢首相は「PKO法が違憲なら「罪万死に値する」とこう述べたという。

「もし私が憲法違反を犯しているとすれば、罪万死に値する。湾岸戦争のときの多国籍軍は戦争を目的としたものだったので参加に反対したが、PKOは戦争を目的としたものではない」と憲法違反との批判に反論。そのうえで、『(同法は)武力行使に陥りやすい危険があるときは撤退できると定め、自衛隊は正当防衛以外に武器を使ってはならないとしており、海外で武力行使につながるというのは法律上あり得ない』と強調した。この首相見解に新聞協会がどのような質問をし、宮沢首相が答えたかは報じられていない。「自衛隊は憲法違反。したがって、総理の推進するPKOは憲法違反」と強硬に主張する新聞人は、高級幹部には心の中で思っても、実際にはいらっしやらないであろうから、この記事は「毎日」の抵抗精神の表れであるのかもしれない。

しかし他方、自民党は教育、報道の分野で、PKOと自衛隊記事の見直し、是正—つまり規制—に着手し始めた。読売、産経、日経はすでに自民党と一体。権力を抗する姿勢を示す全国紙は朝日、毎日のみ。毎日は経営問題で揺れ、朝日も八百万の部数を維持するためには、世論に配慮せずにはいられまい。

こうして、社会党の動向が日本政治のゆくえを決するのである。

(滝野 忠)

資料1 日本社会党声明（一九九二年六月一日）

## 議会制民主主義の再生と発展をめざし議員総辞職

一、本日、日本社会党・護憲共同所属の全衆議院議員一三七名は、桜内衆議院議長に対し、衆議院議員の職を辞する「議員辞職願」を提出した。これは、国連平和維持活動協力法案（以下、PKO法案）が、日本国憲法にかかわり、戦後の平和国家日本の国是を転換する重大な内容を持ち、しかも、国論を二分している現状に鑑み、解散・総選挙によって主権者たる国民の信を問わなければならないと判断したからである。さらに、自衛隊の海外派遣に反対する圧倒的な国民の世論を無視した、自公民三党による独善的な同法案の採決強行が、わが国の議会政治を死滅させかねない危機に追い込んでいるからである。

国民の信託を受けた国会議員の身分は、限りなく重い。このことを深く自覚し、その上でわが党は、国民の意思を反映した議会制民主主義の再生と発展を図るために、あえて議員の総辞職を決意したものである。

一、わが党はPKO活動については、平和憲法の理念にもとづき、積極的に参加、推進する立場にたつて、人的貢献を含む法案を今国会に提出してきた。自衛隊員の能力、経験、装備などを活用する必要があるとの主張に対しても、「自衛隊とは別組織」による活用の方策を、具体的に提示してきたところである。

わが党は党案の実現を求めるとともに、政府・自公民三党のPKO法案の慎重かつ徹底した審議を求めてきたが、法案の矛盾と欠陥が次々と露呈されているにもかかわらず、議論がきわめて不十分のままに強行採決が行われた。

宮沢内閣は、国論を一致させ、国内外から歓迎される国際貢献策を確立するための努力を放棄し、同法案を対決法案にして上げてきた。この事態を招いた根源は、自公民三党が、自衛隊を組織として海外に出動させる方針に固執したことにある。憲法の一線を越え、平和国家日本の国是を大転換することに対し、国民の合意はいまだ形成されていない。わが党はこのことを、重視する。

一、わが党は、自衛隊の海外派遣に不安を持ち、PKO法案に反対の意思表示を続ける圧倒的な国民世論と、アジア諸国の危惧を背景に、議会制民主主義のもとに、あらゆる合法的な手段と方法を駆使して、自公民の「力の論理」と対決してきた。その上になつて、議員辞職願を提出したのである。この主張と行動は、必ずや国民のみなさんに理解していただけるものと信じる。

ここにわが党は、議会制民主主義の再生とPKO法案の是非を問う解散・総選挙を求め、国民の審判を仰ぐ。

右、声明する。

資料2 日本社会党本部（一九九二年六月一四日）

## 議員辞職願の提出に関して

党中央は六月一四日、国会内で臨時中央執行委員会を開き、日本社会党・護憲共同所属の全衆院議員の「辞職願」を桜内衆議院議長に提出することを決定するとともに、同日夕の代議士会で、六月一五日午前九時三〇分に議長に提出することを決めた。

これは、国連平和維持活動法案は、日本国憲法にかかわらず、戦後の平和国家日本の国是を転換する重大な内容を持ち、しかも国論を二分している現状にあり、解散総選挙によって主権者たる国民の信を問わなければならないと判断したからです。さらに自衛隊の海外派遣に反対する圧倒的な国民の世論を無視した、自公民三党による独善的な同法案の採決強行が、わが国の議会政治を死滅させかねない危機をはらんでいることであります。

全党はこの「提出」を受けて、次の諸行動を迅速に進められるよう要請します。

記

- 1、新聞休刊日であり、全都道府県本部は自治体議員をはじめ、各総支部、全党員、支持団体等に「提出決定」の趣旨の周知徹底を図ること。
- 2、解散総選挙に備え、候補者決定を急ぎ、衆参の選挙を一体で取り組む臨戦態勢のもと、ただちに参議員予定候補者、自治体議員を中心に、全国一斉の街宣・カンパ活動にとりくみ、全党の一致結束した主張と行動を国民に示すこと。
- 3、中央本部は、辞職願提出後の次の通達で闘争態勢づくり、具体的行動、資金づくり等について要請する。
- 4、牛歩投票行動に対する国民からの意見については、次の趣旨で説明する。  
アメリカのように言論によるフィリバスター（議事妨害権）ができれば当然それを選びたい。だが、自民党が牛耳る国会運営の現在は、そのような言論活動の自由さえ制度的に封殺してきた。牛歩は「やむを得ない選択」だ。  
わが党は、重要法案についての反対討論の時間制限を外すことを強く要求する。牛歩をやめるには、この当然の要求を容れて、国会運営の制約、規制をとり除くことだ。

### 資料3 P K O 法案の強行採決に抗議 六・一六緊急集会アピール し解散・総選挙を要求する

昨日、日本社会党・護憲共同及び社会民主連合の衆議院議員一四一名全員は、桜内義雄衆議院議長に対し、「議員辞職願」を提出しました。

これは、国連平和維持活動協力法案（P K O 法案）が自衛隊の海外派兵という、日本国憲法の根幹にかかわらず、戦後の平和国家日本の国是を変更する重大な内容を持っているにもかかわらず、自公民三党が強行採決に次ぐ強行採決を行って強引に押し切ろうとするのに対し、議会制民主主義の原点に立ち、解散・総選挙によって国民に信を問うことを求めた、やむにやまれぬ最後の行動であります。

国民の信託を受けた国会議員の責務は、限りなく重いことはいまでもありません。こ

のことを深く自覚し、その上で社会党は、国民の意思を反映した議会制民主主義の再生と発展を図るために、あえて全衆議院議員の辞職を決意したものです。

社会党は、海外派兵に不安を持ち、P K O 法案に反対する国民世論とアジア諸国の危惧を背景に、議会制民主主義に基づく合法的な手段と方法を駆使して、自公民三党の「数と力の論理」を優先させた国会運営と対決してきました。

P K O 法案は、自公民三党で修正されましたが、自衛隊の海外派兵という本質は何ら変わっていません。国会審議を通じて、平和維持軍（P K F）に参加する自衛隊の指揮権や武器の使用範囲・任務について三党の見解と政府の見解の矛盾は随所に露呈しただけでなく、自公民三党の修正案に盛り込まれた「国際連合平和維持軍」の定義も不明確であり、国会承認の項は国権の最高機関である国会の機能を侵害する違憲の疑いがあることが明らかにになりました。このようなP K O 法案の矛盾と欠陥が次々に暴露されているにもかかわらず、自公民三党は審議をつくして国民の抱く疑念や不安を解消することなく、強行採決を相次いで行ったのであります。国論を二分するP K O 法案を、自公民三党が国民世論の意見をほとんど反映しないまま、押し切ったことは、厳しく糾弾されなければなりません。

私たちは、P K O 法案の強行採決に抗議し、議会制民主主義の再生をかちとるため解散・総選挙を要求します。その実現のため、自衛隊の海外派兵に反対する国民とともに全力を挙げて闘うことを誓います。全国会議員は、この集会以降、明日から全選挙区に帰郷し、解散・総選挙を要求する国民世論の形成のため行動します。

このことを全員で確認し、集会アピールとします。

#### 資料4 総評センター声明（一九九二年六月一五日）

## 社会党の決意に敬意

社会党・護憲共同及び社民連の全議員一四一名は、本日衆議院議長に対し、議員辞職願を提出した。

これは、P K O 法案が自衛隊の海外派遣という、日本国憲法にかかわり、国是を変更する重大な内容を持つにもかかわらず、自公民が強行採決を持って強引に押し切ろうとすることに対し、議会制民主主義の原点にたち、解散総選挙によって国民に信を問うことを求めた、やむにやまれぬ最後の行動であり、我々はこれを断固支持するものである。

今国会で審議されたP K O 法案は、自衛隊の海外派遣をめくり、多くの疑問や問題点が出され、国民の抱く疑念や不安は、何ら解消されてなく、自公民によって、ただただ強引な議会運営のみばかり目立つのみであった。

国論を二分するというきわめて重要なP K O 法案が、国民の意見が反映されず、数と力によって押し切られるのであれば、議会制民主主義は根底から崩れることになる。

こうした議会制民主主義の危機に対し、社会党と社民連が、党の命運をかけ、議員がその職を賭してまで法案の成立阻止と解散総選挙を要求して闘いに立ち上がったことに心から敬意を表するものである。

われわれも、社会党と社民連のこの重大な決意を重く受け止め、物心両面にわたる全面

的な支援と、全職場、地域で解散総選挙を求める闘いを全力を挙げて取り組むことを声明する。

資料5 友愛会議声明（一九九二年六月一六日）

## 民社党の努力を高く評価

PKO法案は、六月一五日の衆議院において成立した。わが国の国際貢献に資するこの法案に対し、今日まで友愛会議は民社党の態度を支持してきたが、とりわけ民社党が最後まで、できるだけ多くの党派と広い国民の合意で、本法案の成立を図るよう努力したことを高く評価するものである。

法案の採決に当たって社会党、共産党などが行った牛歩戦術は国会の正常な運営を蹂躪する前時代的・暴力主義的な抵抗闘争であり、厳しく批判されなければならない。

加えて社会党、社民連による国会議員辞職の動きは、国民から負託された重大な職責を一方的に放棄するものであり、かかる問答無用の暴挙は議会制民主主義の破壊につながるものといわざるをえず、強く反省を求めらるものである。

友愛会議は民社党の議会政治を守る良識ある態度を支持し、来るべき参議院選挙において、全組織を挙げて民社党の勝利のために闘うことを表明する。

資料6 「毎日新聞」九二年六月九日社説（要旨）

## 不毛な「言葉の戦争」を避けよ

ひとには口にしてはならない言葉がある。まして国政をあずかる政治家なら、なおさらである。

民社党の米沢書記長は七日、長崎市で開かれた同党県連大会のあいさつのなかで、国連平和維持活動（PKO）協力法案に抵抗する他の公党に向かって「日本人じゃない」と誹謗した。戦前・戦中の「非国民」を思わせるような言葉が、書記長という要職にある人の口から出てくるとは驚きである。

同書記長は去る四月の同党大会でも、聞き苦しい言葉を連発していた。言葉の洗練性は個人的問題で、外野がとやかくいうべきことではないかもしれない。しかし自分たちの思う通りに法案採決が進まないからといって、反対する者を「日本人じゃない」と決めつけるとは、どういうことか。記者団にとがめられた同書記長は「日本の置かれた立場を理解していないからだ」として反省の色もみせなかったという。私たちは単に表現の問題だとして看過するわけにはいかない。

大内民社党委員長は六日遊説先で、「参院戦の連合型候補で、今回の社会党の姿勢を支持する候補については民社党は支持をとりやめたい」と発言、同党各県連に支援中止の指示を出す方針をほめかした。同委員長としては社会党の牛歩戦術にブレーキをかける意図もあったのだろう。

ところがこの発言は他の野党を刺激した。社民連常任顧問の田英夫参院議員は七日記者



会見し、「大内委員長の発言をそっくりお返ししたい」として、東京選挙区の連合型候補の森田健作氏の選挙運動から一切手を引くことを明らかにした。森田氏は民社党が強く推した候補予定者である。

言葉の駆引きも、確かに政党間では重要な武器である。選挙後にどんな連立を組むかを内に秘めて、国会で、選挙で相手のハラを探るのも、政党の自由にしてかつ大切な戦略である。私たちが是非をうんぬんするまでもなく、最終的には有権者が十分に見極めて判断すればよいことではある。

が、共和、東京佐川急便と立て続けの政治腐敗事件に直面するとき、その根本原因が自民党の長すぎた政権支配にあると考えるのは、私たちだけではない。いま、政治の変革を多くの国民が求めている。しかるにどうも昨今の野党の動きを見ると、その逆をいっているような気がしてならない。まして米沢書記長の発言は言語道断。一時の感情に激することなく、長い視野を持った言動を切に望みたい。

資料7 世田谷新聞(九二年六月四日)

## 森田健作氏、PKO法案賛成

政治家と国民がキャッチボールでできるような政治の実現をめざしたい。臭いものの方を取る勇氣を持ちたい。

私はまず「外国から尊敬される日本」をめざしたい。いまの日本の立場からすれば、世界への貢献は、金の面だけではなく人の面でも必要だ。私はPKO法案には賛成だ。別組織も検討に値すると思う。(憲法九条について聞かれて) 自衛隊の海外派遣は、憲法九条の許容範囲であると解釈している。

時代とともに物事は変わっていく。憲法だって同じことで、時代に合わなくなったら、大いに議論すべきだろう。

私は人々の意見によって、あつちに傾いたり、こつちにすり寄ったりはしない。あくまでも自分の所信を貫いていく。そうでなければ芸能界で二五年もやってこれなかった。

資料8 日教組中執委声明(九二年六月二六日)

## 社会党の方針を全面的に支持

日教組は、「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを高く掲げ、結成以来一貫して平和憲法を守り、子どもたちの未来のためにたたかってきた。

一五日夜、自・公・民三党は、憲法を踏みにじり、自衛隊を海外に派兵する国際平和維持活動(PKO)協力法案を、数の力で強行可決した。この憲政史上例を見ない暴挙に対し、断固抗議し糾弾するものである。

従来の慣行を一切無視した強引な議会運営に対し、社会党・護憲共同及び社民連の全議員一四一名が、衆議院議長に対し議員辞職願を提出した。このことは、護憲と議会制民主主義の原点に信を問うことを求めた行動であり、私たちは、これを全面的に支持する。



日教組は、戦後四五年守りぬいてきた平和憲法の危機を憂い、「P K O法」のもつ危険性・欺瞞性と国会議決の不当性を広く国民に訴え、国民に信を問うため解散総選挙を要求する職場・地域のとりくみを強化する。今後もひきつづき、自衛隊の海外派兵を許さず、平和・人権・民主主義を守るたたかいの先頭に立ち、来る参議院選挙では、日政連・社会党・連合候補の全員の当選をはたし、国政の刷新をはかるたたかいに全力をあげてとりくむことを声明する。

### 資料9 P K O協力法案の国会成立に関する 連合会長談話（九二年六月一日）

1. P K O協力法案が、衆議院本会議で可決、成立した。

連合は、国民合意の国際貢献を推進する立場から、P K O法案について連合としての考え方を明らかにし、国会の動向を重大な関心をもって見守ってきた。

P K O法案の評価については、後世の史家の判断に委ねたい。

また、今回、国会がこのような異常な事態になったことは極めて残念である。

2. 直面する参議院選挙については、連合は既定方針どおり、全力を上げて闘う。そのため、参院選推進労組会議で協議を進める。

3. 今回の国会審議を通じて、共産党を除く野党間に不協和音が生じたが、一日も早い関係修復を期待する。そのため、必要とあれば、連合として協力することによぶさかでない。

4. なお、連合としての今後の対応については、三役会議、中央執行委員会等で相談し、早急に明らかにしていく。

### 資料10 社会党広島県本部（九二年六月八日）

#### 広島選挙区での今後の対応を明らかに

連日連夜にわたり、戦後最大の政治課題である政府P K O法案廃案にむけて厳しいたたかいを展開しておられることに対し、心から敬意を表します。

さて、このたたかひのさなか、民社党の大内委員長は六月六日「参院選で推薦決定した（連合型）候補のうち、P K O法案審議に対する社会党の（牛歩戦術などの）姿勢を支持する候補については支援を取りやめる。直ちに各都道府県連に支持する」と述べ、社会党の憲法に忠実なたたかひを非難し、選挙協力ができないという暴言を吐いています。この発言は、この間両党間で積み上げてきた社民協力を無視した背信行為というほかありません。

社会党広島県本部は、六月八日、第二回執行委員会を開きましたが、その席上、大内発言に対する強い抗議の声が上がり、この発言は絶対許せないものとして厳重に抗議することを意思統一いたしました。以下、その総意に基づき、次のことについて中央本部の公式見解を示されるよう要請します。

記

1. 大内発言に対する党中央本部の公式見解を明確にしていきたい。

2. 参議院広島選挙区で独自候補擁立を断念するよう指導されてきたことに対して、現情勢の中での問題意識、今後の対応について見解を明らかにしていきたい。

## 「ぬくもり」のある職場づくり

——NTT「集約合理化」反対闘争の中間総括——

現在、公務員であろうと、そうでない職場であろうと全国的な「集約・OA合理化」が貫徹されています。そしてその「配転反対闘争」一つとっても、本当に「非常識な考え方」と一笑されそうですが、実はたいへんな問題を含んでいると思います。

たしかに「常識」では「異動や課内配転になぜ反対するのか意味が分らない」などという声が一方にはあります。しかし賃労働と資本の関係と考えると、答はハッキリすると思います。「配転・異動といっても最終的にはいかに利潤を追求するのか!!いかに省力化して、労働者の意識を変えて、首を切るのか!」ということに尽きると言えます。

### 一、五人に一人の大合理化

さて、今回のNTT「集約合理化」の集約ですが、神戸ネットワークセンター（以下NW Cと称す）においては社員二六四名中局外配転七四名、局内配転二四名、退社九名の計一〇七名が対象となりました。予想では三人に一人の割と思いましたが、結果的には二・五人に一人という大量配転となりました。大開（神戸NW Cの略称）に長い間、闘ってきた活動家に対しても、数名に配転が言い渡されました。

私の場合は大開局の開局以来の残留組ですが、今回は対象の一番手としてあげられました。会社の方針としては①長期滞留者②言動に問題がある人③通勤可能な人（一時間半以内）を中心に、配転対象者を絞り込んできましたから、当然①③に値します。逆に、この事からも会社の狙いがハッキリしていると思います。それは普段は「仕事が回らないのでしっかりと仕事をするように」と言うのは真赤な嘘で、いかに活動家層を放り出し、残った仲間を今以上に従順にさせ、職場規律を是正させ、生産性の向上化を図り、数年先に予定されている神戸NW Cの無人化をスムーズに実施させるのが、狙いとしてあっても当然の事です。

私自身先ほども述べたように一九七五年四月に大開に配転されて以来NTTと電通労働組合との連合による「合理化には反対しない路線」と対立することになり、一時活動家の中でも「反幹部闘争」へと流れざるを得ない情勢が作り出されました。しかし、大開活動家は、それぞれ職場で「村八分」にされようと「やっぱり職場の仲間の実態と怒り不安・動揺に依拠するしか道はない」というところまでに成長してきました。勿論その過程には「他人の代弁も必要だが、やっぱり自分の怒りや許せない実態を素通りしては、いつまでたっても他人の運動になるのではないか」という論議や具体的な反「合理化」の闘いを通して、一定の仲間を活動家に組織してきた経過がありました。したがって、私としては今回の「配転反対」の根拠は、何と言っても「一七年間かけて作り上げてきた闘う仲間や団結を崩されたくない」という、たいへん抽象的かも知れませんが、これが思想としてありました。ですから朝のマイクによる会社前の抗議についてもこの事しか会社と仲間には訴えていません。

## 生命と権利を守りぬく

しかし、神戸市内（東は西宮から西は加古川まで）を中心とした組合員の家庭オルグの中では、やはり率直に言っています。私たちのこれまでの活動の不十分といえますが不足点を再確認しました。紙面の都合で二人の会話しか披露できませんが、ある人はこう言いました。

「実は俺は配転のたびに胃かいようになり、胃薬を飲んでこの始末だよ」と言って髪のない顔をなでる仲間（私たちは不覚にも、胃ガンか何かで抗ガン剤を飲み過ぎて頭髪がないものと思ひ込んでいました）。本当に頭をガンとなくられた思いでした。いったい俺達はえらそうに反「合理化」職場抵抗と言っていたが、これまで一人の労働者の実態さえもつかんでいなかったのではないかと上べだけの実態を通して闘っていなかったのではないかと？それも「あの人は俺たちに批判的な人だから!!」と言うことで放っておいた仲間です。たしかに昨年の家庭オルグでは彼に「居留守」をつかわれています。しかし今回は気持ちよく、車の中で一時間も話を聞いてくれました。（相手の一方的な話ぶりのようだったようですが）。ここに、やはり合理化の一方の側面があると思いますし、私たちの闘う構えや昨年の配転反対の一定の成果的な部分が成長していたと言えます。

もう一人の声です。彼は二七歳の青年で、「声」やまなぶの読者ですが「実は泊り勤務も伝送は二人から一人になって本当に忙しいし、仕事も分かりません。職場が面白くないので、この際に心機一転して他の職場に替わりたいと思って、昨年の冬に取られた希望調査票には地域事業部（旧電話局）に出しました」との弁でした。この言葉にもショックを受けると同時に、本当に会社の「合理化」は人の思想を変えて行かざるを得ない運命を持っているんだなとつくづく思いましたし、逆に私達の闘いが一丁上りの運動になっていないかと反省をさせられたところでです。

「配転で出て行きたい」という考えは、今の職場に問題があるということですが、それぞれどんな小さな事でも取り上げて要求し、闘って行かない限り無数に「配転・異動は当り前だし、本人の個人的な問題」として片付けられていく恐れがあります。

極論的に言いますと、「ぬくもり」のない職場で反「配転闘争」、反「……」の闘いは出来るとは思いませんし、逆に「ぬくもり」のある職場にしてゆく努力というのが、実は具体的な「生命と権利を守り抜く」運動ではないかと思えます。（スミマセン、えらそんな事を言いました）

## 仲間の抵抗を前進の力に

さて昨年の秋ごろから始めた「N T T集約合理化反対」闘争も、いろいろの行動（朝ビラ・抗議集会・座り込み・交流集会、抗議ハガキ、管理者宅への個人ビラ・約一三〇回の組合員家庭オルグ等）を行ってきましたが、結果的には同志を含めて全員が新しい職場へ赴任せざるを得ませんでした。この事は、自分にとってたいへん腹が立ちましたし、涙も何度か出しました。何回となく夜遅くまでの討議など多くの先輩の同志や仲間を支えられながらも、やはり最終的には「首」を覚悟できませんでした。勿論「玉粹」という意味ではあ

りませんが、やはり、どこかに「資本主義的合理化に対しては闘争より思想の対置を」というタテマエに到達出来なかつた弱さが露呈したとも思います。

しかしこれは何も組合批判して事足りるという意味ではありませんが、やはり「労働組合の団結：思想（闘い続ける）がなかつたこと、資本主義における労働者の立場から逃避していることの重大さ」の不充分さに問題があると言えます。

三月二六日には全電通も一時間ではありましたが九二春闘のストに突入しました。この時は「いくら右傾化していても組合員が団結している時は、NTTなど恐くない」という気になりました。問題はここら辺であると思います。

ただ結論として言える事は、「資本主義的合理化」はその貫徹によって労働者の思想を変えて行くし、また一方では個人解決に走らざるを得ないという両側面を含んでいると思います。したがって無数に各職場に活動家が核となつて闘いの先頭に立つていくことが今たいへん重要であると共に、私たちの意識として「必ず仲間を変えてみせる」という目的意識が求められていると思います。組合員の多くが「口を開く」ことなくして会社は動きません。すなわち思想的に裏づけられた団結の力だと思っています。

現在、新しい職場に来て一ヶ月半が過ぎましたが、この職場でもいろいろな仲間の抵抗の姿や言動があります。ですからこの職場もきつと「ぬくもり」のある職場に出来ると思います。

(全電通・AM)

## がんばれ国労闘争団、「社会通信」

松里福慈

おめでとう！「社会通信」五〇〇号

おめでとう！ 社会通信 五〇〇号

まなびたたかい 心を結ぶ

内外の 情勢いかに 揺らぐとも

理論・実践 社会通信

国鉄の 改革騙（かた）る 資本の手

紙ひとえの 選択証（あかし）

全国の 国労はじめ 争議団

滝野御夫婦 激励オルグ

全国の 仲間に勇氣 確信を！

さらにめざすは 一〇〇〇号を

国労闘争団・家族会と連帯する！

人間の 尊厳掲げ 闘うぞ！

闘争団は 今を生き抜く

出向 配転・差別 選別に

国鉄労組 断固闘う

女性が 十一人 闘うぞ！

首切り・解雇 撤回めざす

家族会 生存権を 守るため

闘争団を 支えたたかう

俺たちに 家族・健康 生活が！

生きる・たたかう 解雇撤回

反首切り 団結・抵抗 統一を！

三池と安保 国鉄闘争

国労の その鋼領 厳然と

“労働者の 解放をめざす”

逆立ちの 「実践・理論」 瓦解する

労死（使）共同 宣言組合

### 中労委「最終解決案」は認められない！

権力の 介入・疑念！ 中労委

「解決案」は 認められない

無責任 政府答弁 何を騙（かた）る！

“一人も路頭に 迷わせない”と

参議院 附帯決議に 書いてある

所属労組で 差別なきこと

権力の 支配・介入 許すまじ

地労委命令 血と汗・涙

全国の 地労委出した 命令を

中労委は 遵守せよ！

中労委 「命令」出すは 厳正に

権威を保ち 解雇撤回

国労の 闘争団は ひるまずに

解雇撤回 不屈に歩む

はやくも四刷!! 大好評

国鉄闘争勝利へ『紙ひとえの選択』をひろめて

お申し込みは社会通信社へ

# 国労闘争団せがんとせり

国労博多支部

闘争団ニュース・NO. 15

1992.6.4

## 国労博多 闘争団ニュース

NO.15  
'92.6.4

解雇撤回・J.R復帰を求める  
国労博多闘争団  
発行責任者／神宮義秋  
編集／博多闘争団宣伝部

### 委員長声明

本日提示された解決案は、17都道府県の労働委員会から出された命令を全く無視したものであり、不当なものと言わざるを得ない。

われわれは、団結権侵害の被害者であり、不当労働行為の救済申立人であり、かつ初審命令において救済命令を受けている者である。

従って、われわれは、本日提示された解決案を受け入れることはできない。

よって中労委の責任において命令を発することを求めるものである。

われわれは、組合員の団結と運動を更に強化し、地労委命令に基づいた解決を求めて更に闘うことをここに表明する。

1992年5月28日  
国鉄労働組合  
中央執行委員長 永田 稔光

また、石川会長は談話の中で、地労委の救済命令の対象者全員の対策を盛り込まなかったことについて、残り二千余名の人たちは、国鉄清算事業団を円満に退場し、すでに新たな道を歩まれているこ

と等を考慮したため」と発言。あたかも不当労働行為も採用を拒否された者の苦しみも存在しなかつたかのようない方です。

私たちは、不当な解決案を拒否し、中労委に救済命令を求めて闘います。地労委命令に基づいて納得の行く解決まで闘い抜きます。ご支援を心よりお願いします。

解決案の内容は、清く雇用する、②本州・四国・貨物のJ.Rは、北海道・九州の居住者の採用に努力する、③

中央労働委員会は五月二十八日、採用差別事件の『最終解決案』なるものを示しました。しかし、その内容は、地労委命令を全く無視し、地元J.Rへの採用は千四十七名に限ってたったの一ヶ月間だけ、という極めて不当なものでした。『三度目の首切り宣言』とも言うべき解決案を認めることはできません。私たちは、心の底からの怒りで中労委に抗議し、地労委命令に基づく救済命令を求めます。

## 不当極まりない解決案

### 中労委解決案の骨子

J.R各社は、国等による支援措置とあわせて、平成2年4月1日付けで国鉄清算事業団から解雇された者（以下「対象者」という。）の雇用の場を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① J.R各社は、対象者が希望すれば、対象者の居住地等に基づき定める区分に応じてその者を雇用する。その期間は1ヶ月とし、有給とするが、労働提供は要しない。なお、このための採用は、所要の準備期間を経過した時点で行う。
- ② 本州四国4社及び貨物会社は、所定の期間、北海道及び九州の居住者の募集を行い、採用について努力する。
- ③ J.R各社は、対象者に対し、関連企業における雇用の場の提供について最大限の努力をする。この措置は、所定の期間行う。
- ④ J.R各社は、その事業区域内で対象者又は対象者を多数雇用する者がJ.R事業に関連する事業を営む場合には、業務の発注等について配慮を行う。

J.R各社は、中労委への採用事件に関する再審査申立てを取り下げ、各組合は、これについての地労委命令の履行を求めない。



# 一人ひとりが闘いの主役に

全国闘争代表者会議

原「**自信の闘いと確信を**」  
氏

山下「**文れることを  
刈きっていない**」  
氏

宮「**運動を背景に  
解決を迫る**」  
氏

六月八・九日と闘争  
団全国代表者会議が行  
われ、八日は原茂氏・  
山下俊幸氏・宮里邦雄  
氏からそれぞれ提言が  
行われました。

○この闘争の主役は組  
合員・家族ということ  
をはっきりさせる。そ  
の主役が何をするかで  
決まる。○生活闘争の  
再点検○仲間の信頼  
係の総点検○共闘の大  
きさを作る(日本列島  
を騒然とさせる闘い)

○連合下部組合員へい  
かに組合員・家族が丁  
重に入り込むか○J R  
内他労組の組合員に対  
し仲間意識をもつて関  
わる○指導層強化・主  
体性強化○組織を違て  
直すという心構え○団  
結強化の組織点検がで  
きるかどうか(組織拡  
大)○幹部闘争から大  
衆闘争路線へ○底辺か  
ら組織を動かす○計画  
的実践活動○職場の仲  
間と話しあう○要求作  
り○学習会・活動家養  
成○仲間との交流○個  
々人の孤立感をいかに

## 上京団ニュース

発行 闘争団  
上京団教習部  
一九九二年六月九日  
第六号



無くすか○生活不安を  
いかに無くすか○個々  
人に接し○闘いの展  
望○展望は誰が作るの  
かをはっきりさせる  
組合員・家族○個々人  
が闘いの自信と確信を  
持つ・持たせる。

山下俊幸 氏

○労働争議力の水準  
以上は取れない○二年  
間の我々側の弱点を総  
括○昭電は一年かか  
った(長い方)、一日  
一日闘って力関係の中  
で一年かかったに過  
ぎない○一人の脱落も  
無く○どうだったのか

○団結し下部から作っ  
ていくしかない○組織  
こそ団結の絆○そうな  
っているのか○この闘

争に自信と確信を持っ  
て闘う○指導部として  
○団結のありがたみ・  
専断を肌身で感ずれる  
闘い○二年間の実践総  
括○体制引き上げの努  
力○どれだけ地域に入  
っていきけるか○やるバ  
きことをまだまだやり  
切っていない○物販・  
連帯する会拡大○生  
活資金の向上・保障制  
度の確立○この安定  
が大切○全国的な闘争  
体制ができる状態にな  
っているか(闘争団と  
して)○全国的な専従

上京団で最後まで残  
された?旭川部隊も六  
月四日それぞれ地元  
に戻り、事務局も一段  
落かと思いきや、三日  
からPKO廃案の行動  
に参加。四日は徹夜で  
頑張り、宿舎への搬送  
に付いたのは五日朝四  
時過ぎ。江口さんとの  
交代で上京してきた沼  
川さんは、四日上京す  
るなり徹夜の行動。夕  
食もとらずに参加した  
ため、さすがに空腹が  
こたえるものの国会周  
辺に弁当屋は無し、誰  
かが弁当を食べている  
のを見て、「どこに売っ  
てるか聞こうかな」と  
ボツリ。結局闘争中央  
支部の仲間が牛丼を買  
ってきてくれた。胃袋も  
一安心。みんなと夜明  
けたのは朝の五時、し  
いたのは朝の五時、し  
かし疲れすぎたのか寝  
つけず、ようやく眠れ  
たのが九時ごろだった  
そうです。

午前中飯をとって  
午後には全員が出動、  
ポーツとしながらもそ  
れぞれの任務を。そし  
て

配置し資金作りし真剣  
に取り組めばできない  
ことではない○何月解  
決が出るたびに物販  
注文・会員継続が止ま  
る○武装解除で交渉へ  
でなく、そこを強めて  
攻め上げる○もう一度  
本気になって体制の強  
化が必要。

宮里邦雄 氏

○国労は採用差別し不  
当労働行為としてその  
解決を求めた○中労委  
の解決案は不当労働行  
為解決ではなく、雇用  
対策・労使紛争の收拾

### 事務局の 奮闘記

#### まさかの場所から...

て夕方からまた集会へ  
参加。金児事務局長は  
さすがにこの間の疲勞  
と徹夜で無理がかかっ  
たのか日中はダウン。  
しかし、夜の集会では  
力強い団結ガンパロー  
で集会を締めくくりま  
した。全国実行委員会  
の鎌田集会は統括られ  
てのシムバ、留闘闘争  
団のシルバ、留闘闘争  
団のシルバは実行委員  
として?連日参加で頑張  
っています。

一健康な身体でJ R  
復帰。全国三六闘争団  
の奮闘で、中央・地方  
をお互いに支え合い、  
敵より一日長く闘い続  
けるためガンパロー!

案になつて○あの  
ような解決案を出した  
中労委に命令を求め  
て○決して予断を許せな  
い○命令を取る運動を  
再度取り組む○一〇年  
戦争するかどうかは我  
々の闘いにかん○運動  
を背景に解決を迫るこ  
とが重要○敵側は一〇  
年戦争という脅しをか  
けてくる○J R に対し  
て解決を引き伸ばせば  
国労の運動や体制が強  
まるいっぽうというこ  
とをみせしめていく闘  
いが必要。以上



家 **NRU**  
**おといねっぶ家族会**

「道北うた声祭典に参加して」  
 家族会の活動資金作り

ハンカチ・エプロンの販売を  
 地域の仲間の暖かい支援で売上!

五月十日、第三十七回道北うた声祭典が当麻町で開催され、三四六名の仲間が結集し、発表は全体で十九本(幕成持六本)で、内容は生活・職場の実感・その闘いの攻防を発表したものでした。

音威子府地区からは、前泊者を含め全体で十六名(子供八名)で、国労組合員三名、家族会五名(子供八名)の参加でした。

発表曲は、自治労の田畑さんと、日田さんの作った「きまり文句にだまされなぞ」と「怒れ、怒れ、怒れ」の二曲で、元氣に歌って観望した。発表の最後に、国労組合員十名が、ステージの上で、幕成持「八聞らしく扱えパート4」と「国鉄労働組合のうた」を発表しているのを見てると、以前は沢山の組合員がステージに立っていた事やこの間の悔しい扱われ方を思い出した。怒りの気持で一杯になりました。

音威子府地区青梅協の私達家族会に対する支援のひとつとして、今回うた声祭典の中で、エプロン、ハンカチ等の販売を、センター実行委員会へ要請してくれました。また、五月七日音威子府地区青梅協全体学習会の中、八日役場の資金日に、エプロン販売を積極的に取り組んでくれました。

歌祭当日、可会の人  
 が発表の始まる前に、  
 物販の紹介をしてく  
 ださり星食前には、  
 家族会がステージに  
 上がり、日頃の支援  
 の御礼と、物販要請  
 の時間を頂きました。十日は母の日と



委員さんの  
 地方委審問終わる  
 一日も早く、元の職場へ!

「二年四か月の  
 審問を  
 終えて!」

妻島 輝雄

突然の不当配転を受け、二年が経過しました。共に働き共に闘った仲間との別れは辛いものでした。国労組織の弱体化と分裂を望んだ当局の不当な介入に対し、その年(九十年)の十二月、地労委申請をし今日まで一年四か月、十一回の審問が開かれ、三月三十一日結審になりました。

審問の途中で当局の嘘でかためた証言と、不当労働行為の数々が明らかになりました。

このことから「分割・民営化」が、いかにも不当なものであるかが明確になったと思います。今は、地労委の勝利の確定を待つだけです。

この間、多くの仲間の励ましを受け、特に音威子府地区家族会の皆様には、困難な状況の中で、期間中審問の傍聴をしていただき、本当に勇気づけられました。心から感謝申し上げます。

今は、一日も早い元職復帰の勝利を勝ち取るまで、一層頑張って参りますので、変わらぬ御支援をお願い致します。

**手作り  
 エプロン  
 買って下さい!**

\*エプロン等の販売金額\*

- エプロン 1500
- ハンカチ 300
- 子供袋 200
- 400



**NRU**

# 国鉄留萌

No.44  
92.6.1

国労留萌闘争団

発行責任者 田辺 和憲  
編集責任者 川端 一男

## 圧力に屈した中労委

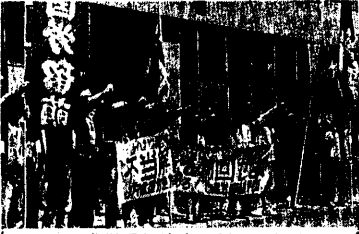
### 労働者の権利救済機関とはなり得ず

五月二八日、中央労働委員  
会から最終解決案なる文面が  
国労・全勤労・勤労・JR各  
社に一斉に提示された。

内容は、「JR会社と各組  
合は採用事件について和解に  
より、早期に円満な解決を図  
り、相互信頼に基づく建設的  
な労使関係を形成すると共に、  
安全輸送の確保と会社事業の  
発展に最大限努力する」……  
この間、国労は最大限安全  
輸送に努力してきた、しか  
しJR会社内における国労敵  
視・差別によって、会社側自  
らが紛争の火種を作ってきた  
というのには明らかです。

「国鉄改革の過程で、その経  
緯はともかくとして千名に及  
ぶ人達が離職し、定職の無い  
状態にある事は放置し得ない  
事態であると認識する」……  
「我々はあくまでもJR復帰  
を求めて闘い続けている、雇  
用確保ではない、この状態  
を放置しているのはJR  
であり、結審してから二年以

上引き延ばし解決に向けた努  
力が足りなかったのは中労委  
に重大な非があるはず。  
「JR各社は国等とあいまっ  
て雇用の場を確保するため、  
次の措置を講ずる①期限一ヶ  
月の採用とし、労務提供は要  
しない。②本州四国四社及び  
貨物会社は、所定の期間、広  
域募集をする。③所定の期間、  
関連企業における雇用の場を  
提供に努力する。」



5・28中労委解決案に対する抗議集会

④JR事業に関連する事業を  
営む場合には、業務の発注等  
について配慮を行う」……  
「清算事業団という受け皿を  
作った時の二番煎じであり、  
首切りの事実を抹殺して解雇  
者のみの雇用を確保すれば良  
い」という、見せかけの名譽  
回復と言わざるを得ません。  
「JRにおける再審査申し立  
ての取り下げ、各組合の地労  
委命令の履行を求めない」、

五月二九日、前日に提示さ  
れた中労委解決案に対する抗  
議集会が留萌地区共闘会議主  
催で開催された。

各単産・支援団体約百人が  
結果し、工藤英副議長・本内  
社会党書記長より挨拶を受け  
「労働者の権利を無視した解  
決案は容認できない。職場復  
帰まで共に闘い抜く」と力強  
く決意もあり、闘争団も改め  
て気持ちを引き締めた。抗議  
文を採択し、工藤副議長の団  
結闘おうで集会を終えた。

◎解決案提示で闘争団員は  
国鉄で二年間働き、分  
民で首を切られた。闘争団  
結成以降も家族と「生活を  
どうするか一話」をしな  
がらギリギリの線で暮らさ  
ざるを得ませんでした。

仕事についても償れない  
ビル管理を続けていますが、  
今回の解決案を見て、あき  
れて物が言えません。労働  
者の権利救済機関としての  
責任を全く放棄して、最大  
の争点でもある不当労働行  
為に言及しない等、こんな  
解決案は認められない!!  
☆怒りに燃えるH・Hより

「残りの配属等の事件につい  
ても円満な解決に努力する」  
……何故、中労委が円満に  
解決できると考えられるのか  
疑問でならない。

以上の内容から見ても、私  
達が求めてきた解決・要求と  
はおよそ程遠い不当極まりな  
いものです。第一に、三八都  
道府県に及ぶ各地方労働委員  
会が下した救命命令を全く無  
視し、不当労働行為に對して  
言及していない。第二に、救  
済対象者全員ではなく、一〇  
四七名に限り「採用一ヶ月間  
資金支給で後は首切り」とい  
う見せかけの「名誉回復」に  
止めるだけです。

このように、中労委石川会  
長が「諸般の事情から最善の  
ものは作れなかった」と言っ

ているように政府・自民党、  
独占の圧力に屈し、労働委員  
会の責任を放棄して、制度そ  
のものの自殺行為を行ったと  
言わざるを得ません。

私達国鉄労働者は、一九八  
一年臨闘行革・ヤミカラ攻撃  
から今日まで十年以上経過し  
ていますが、長期にわたる国  
労攻撃の中で多くの労働者が  
殺された、職場を去らざるを得  
なかった、扱われ様を許す事な  
く闘い続けました。

今回の解決案にもみられる  
ように、敵側は解決を引き延  
ばし闘争団が潰れる事を狙っ  
ていますから、闘争団員・家  
族を含め敵の首切りの狙いと  
闘いの目標を鮮明にする討論  
と大衆行動を通じ、長期体制  
を確立こそが敵を追い詰め「一  
日も早く解決」することがで  
きると確信しています。地労  
委命令に基づく解決まで闘い  
抜く決意ですし、「分割・民  
営化」による多くの犠牲者を  
救い、JRの不当労働行為根  
絶、労働条件の改善、すべて  
の労働者の権利を守ることを  
願望しながら闘い進め  
なければなりません。

敵側の本質と意図を見抜き、  
最後まで闘い続けましょう。



闘いを 職場に、地域に、全国に

## ◇ 読者からのおたより ◇

満員電車の中で お支払い遅れていたのに送付いただきありがとうございます。フルタイム通勤の満員電車の中で足の痛むのも忘れ、むさぼり読んでいます。有効な情報とハートフルなお姿に頭が下がります。

(千葉・Y)

編集部より 心暖かいおたよりありがとうございます。さらにハートフルな通信にするようがんばります。お身体をお大切に。

リアルで詳細な報道を 貴誌の発展をお喜びします。つきましてはPKO法案をめぐる国会情勢と党内情勢を時々刻々、リアルに報道してください。同時に、国鉄闘争中労委和解案をめぐる動きも詳細に伝えてください。地方では東京の情勢や情報が伝わるのが近頃遅く、大衆運動を作るうえでたいへん難渋しています。PKOのビラ配布を毎週一回続けていますが、市民の反応はきわめて好意的で、手を伸ばして受け取る人が多く、またたく間にはけてしまいます。

(大阪・M)

編集部より 了解です。PKO国会、これだけ動きが激しいとたいへんですががんばります。大阪のたたくいご報告いただけませんか。よろしく。

何なのよ、あれは 中労委の最終解決案？が出たことは出ました。まさに疑問符を付したくなるような内容ではありませんか。職場では「何なのよ、あれは！」という声も聞かれ、中労委という機関の存在そのものが問われていると思います。

(若手・O)

編集部より 石川吉右衛門氏は現代の首切り役人として名を残すことでしよう。千四十七人の仲間のクビを三度切ったばかりか、労働委員会制度、労働法体系のクビをはねたのですから。勝利までがんばりましょうよ。そのためには政治の流れを変えることが必要です。

順調に回復 身体も順調に回復。近いうちにお会いできると思います。

(柏・I)

新しいニュース 毎回、新しいニュースありがとうございます。先月で誌代切れとなり遅くなりましたが、またよろしく願います。今後ますますのご発展を祈ります。

(秋川・N)

「連合的情報」の氾濫の中で 国鉄闘争、PKO闘争と、いつも貴重な情報をお送り下さり力づけられます。「連合的情報」が氾濫する中、貴誌メディアの役割は大です。さてPKOもヤマ場に来ましたが、「公明・民社」が自民の補助勢力になりきった今、次は社会党も……という「誘惑」「攻撃」が目立ってきました。その中で社会党が最後まで「反PKO闘争」を闘いぬくことは、「公明」が恐れ、「民社」が恐れることです。前者は創価学会婦人部などから「戦争はイヤノ」の宗教信仰者が昨年の強行採決時のように反発される心配があります。後者は「社会プラス民社」ではあまりに違う「こと」を事実で知らされる「恐怖」が待っています。しかも、次には参院選が控えているのです。今こそ、反PKO闘争、とくに社会党の土井さんや「憲法を活かす会」「党建協」が一丸となって、市民団体と手をとり合ってたたく社会党を貫かせることが、今後の政治情勢の流れを決めるものとなります。貴誌のメディアとしてのますますの重要性が高まっています。

(千葉・T)

中労委の共犯者 中労委は不当労働行為というものがわかってない。国家政府の不当労働行為が問われているのだ。それにしても旧国労のダラカンも共犯者だ。がんばってください。

(大阪・I)